

【コラム — 新判例が何故「決定」か?】

本書では、繰り返し最高裁平成28年12月19日大法廷決定のことを解説していますが、判例という場合、通常は「判決」ですが、今次の判例は「決定」になっています。そこで、「判決」と「決定」の違いを説明しておきます。

これは、不服申立制度の違いによります。

通常の権利・義務の争いは訴訟で解決がつけられます。

一審は訴訟の提起に対し「判決」で断を下し、二審は控訴の提起に対し「判決」で断を下し、三審は最高裁判所への上告又は上告受理の申立てに対し「判決」で断を下すのです。

これに対し、遺産分割をめぐる争いは、一審が家庭裁判所への調停又は審判の申立てに対する「審判」で、二審が高等裁判所への即時抗告に対する「決定」で、三審が最高裁判所への特別抗告（憲法違反を理由とする場合）又は許可抗告（高等裁判所が許可した場合にできる抗告。高等裁判所は、判例違反などを理由とする抗告は許可しなければならないことになっている。家事事件手続法97条）に対する「決定」で断を下すのです。

かくて、今次の判例は、許可抗告に対する「決定」という形になったのです。

とはいうものの、判例の価値と効果は、判決と決定で変わるものではありません。判決であれ、決定であれ、最高裁判所の下した判断は、将来大法廷で取り消されない限り、下級審裁判所のみならず、最高裁判所自身の判決や決定を拘束する効力があるのです。

判例が、第2の法律といわれるゆえんです。